

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則（平成21年規則第48号）

改 正 後	改 正 前
<p>(助成対象者)</p> <p><b>第3条</b> 自動車燃料費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する重度障がい者等とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 当該重度障がい者等が属する世帯に属する者のいずれかが、<u>自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること。</u></p> <p>(3) 当該重度障がい者等が属する世帯に属する者のいずれかが、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定する第一種運転免許を受けていること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める月については、この規則による助成を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第2号又は第26条の2各号のいずれかに該当する重度障がい者等 当該該当するに至った日の属する月から該当しなくなった日の属する月まで</u> (助成金の額及び助成対象期間)</p> <p><b>第4条</b> 省 略</p> <p>2 <u>助成の対象期間は、次条第1項の規定による申請をした日から助成対象者の要件を欠くに至った日までとする。</u> (助成資格の認定申請及び決定等)</p> <p><b>第5条</b> <u>自動車燃料費の助成を受けようとする者は、当該者の属する世帯に属する者のいずれかが所有し、又は使用する</u>自動車<del>を</del>1台指定した上で、<u>浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請書（別記第1号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、<u>助成資格の認定の可否を決定し、その結果を浦安市重度障がい者等自動車燃料費</u></p>	<p>(助成対象者)</p> <p><b>第3条</b> 自動車燃料費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する重度障がい者等とする。</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 当該重度障がい者等が属する世帯に属する者のいずれかが、<u>自動車を所有していること。</u></p> <p>(3) 当該重度障がい者等が属する世帯に属する者のいずれかが、<u>当該世帯に属する者のいずれかの所有する自動車に応じた、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定する第一種運転免許を受けていること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める月については、この規則による助成を受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) <u>入所、入院その他の事由により、当該月に自宅にいない者 当該自宅にいない月</u> (助成金の額)</p> <p><b>第4条</b> 同 左 (申請及び決定等)</p> <p><b>第5条</b> <u>助成金の交付を受けようとする者は、当該者の属する世帯に属する者のいずれかが所有する</u>自動車<del>を</del>1台指定した上で、<u>浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書（別記第1号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、<u>助成の可否を決定し、その結果を浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付</u></p>

改正後	改正前
<p><u>助成金助成資格認定・却下通知書</u>（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>（助成金の交付申請及び決定等）</u></p> <p><b>第6条</b> <u>前条第2項の規定により助成資格の認定を受けた者（以下「助成資格者」という。）は、毎月10日までに、その前月分までの助成金について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書（別記第3号様式）に自動車燃料費の額を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付決定兼支払通知書（別記第4号様式）により、助成金の交付を却下するときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（助成金の支払）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>前条第1項の規定により毎月10日までに申請をした助成金については、その翌月に支払うものとする。</u></p> <p><u>（申請事項変更及び資格喪失の届出等）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>助成資格者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更を生じたとき、又は助成対象者でなくなったときは、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請事項変更・資格喪失届（別記第6号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、申請した事項に変更を生じたときは、当該変更の内容を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、申請事項の変更の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請事項変更決定通知書（別記第7号様式）により、資格の喪失の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格喪失</u></p>	<p><u>決定・却下通知書</u>（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>（助成金の支払）</u></p> <p><b>第6条</b> <u>助成金は、1月ごとにその前々月分を支払うものとする。</u></p> <p><u>（請求）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>第5条第2項の規定により交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎月10日までに、その前月分までの助成金について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付請求書（別記第3号様式）に自動車燃料費の額を証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。</u></p> <p><u>（申請事項変更及び資格喪失の届出）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>受給者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更を生じたとき、又は助成対象者でなくなったときは、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請事項変更・資格喪失届（別記第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>通知書（別記第8号様式）により、当該届出者に通知するものとする。</u> <u>（現況の届出）</u></p> <p><b>第9条</b> <u>市長は、助成資格者に対し、必要に応じて、市長が別に指定した期日までに、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金現況届（別記第9号様式）の提出を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にあつては、その写し</u></p> <p>(2) <u>運転免許証の写し</u></p> <p>(3) <u>自動車検査証の写し</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の届出により、第5条第1項の規定により申請した事項の変更又は資格の喪失を確認したときは、前条第1項の規定による届出があつたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>前条第2項の規定は、前項の規定により届出があつたものとみなされた場合について準用する。</u> <u>（助成資格の認定等の取消し）</u></p> <p><b>第10条</b> <u>市長は、助成資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による助成資格の認定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第1項の規定による届出がされなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>この規則の規定に違反したとき。</u></p> <p>(4) <u>偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の助成金の交付の決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項の助成資格の認定を取り消す場合において、当該認定の取消しに係る部分について、当該助成資格者が既に第6条第2項の規定により助成金</u></p>	<p><u>（交付決定の取消し及び助成金の返還）</u></p> <p><b>第9条</b> <u>市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の交付の決定を受けているとき。</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第3号に規定する重度障がい者等に該当する助成資格者が、当該重度障がい者等に該当するに至った日以後に、当該助成資格者が既に第6条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けているとき。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により助成資格の認定を取り消したとき、又は前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定取消・交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該助成資格者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（助成金の返還）</u></p> <p><u>第11条 市長は、第8条第2項の規定により資格の喪失を決定した場合（第9条第4項の規定により準用する場合を含む。）又は前条第2項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該喪失の決定又は当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</u></p> <p>（補則）</p> <p><u>第12条 省 略</u></p> <p><u>別記第1号様式（第5条第1項）</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第2号様式（第5条第2項）</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第3号様式（第6条第1項）</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第4号様式（第6条第2項）</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第5号様式（第6条第2項）</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第6号様式（第8条第1項）</u></p> <p>省 略</p>	<p>（補則）</p> <p><u>第10条 同 左</u></p> <p><u>別記第1号様式（第5条第1項）</u></p> <p>同 左</p> <p><u>第2号様式（第5条第2項）</u></p> <p>同 左</p> <p><u>第3号様式（第7条）</u></p> <p>同 左</p> <p><u>第4号様式（第8条）</u></p> <p>同 左</p>

改正後	改正前
<u>第7号様式（第8条第2項）</u> 省 略 <u>第8号様式（第8条第2項）</u> 省 略 <u>第9号様式（第9条第1項）</u> 省 略 <u>第10号様式（第10条第3項）</u> 省 略	